

川崎市あんしんセンターにおける
市あんしんセンター・区あんしんセンターの役割について

令和6年5月22日
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
川崎市あんしんセンター
成年後見支援センター 雨宮

1 あんしんセンターの事業

- (1) 日常生活自立支援事業
- (2) 成年後見事業（法人後見）
- (3) 成年後見支援センター事業（成年後見制度の利用促進）
- (4) 終活支援事業

2 市・区あんしんセンターの事業について ※【】内は所管課

	市あんしんセンター	区あんしんセンター
日常生活自立支援事業 ※生活保護受給者を除く	【運営課】 ・契約の審査及び業務監督	・相談及び調査 ・サービス提供
成年後見事業（法人後見）	【運営課】 ・後見人等の受任審査 ※家庭裁判所から受任 の依頼があった場合 ・後見人等業務	なし
成年後見支援センター事業	【成年後見支援センター】 ・相談 ※申立支援や継続相談 の場合は区あんしん センターにつなぐ ・専門相談 ・専門職派遣 ・各種研修会の実施 ・市民後見人養成及び受任 者の支援	・相談及び申立手続き支援 ・親族後見人支援 ・成年後見制度の出張講座
終活支援事業	【終活支援担当】 未来あんしんサポート事業	なし

3 相談先について（まとめ）

（１）日常生活自立支援事業 ⇒区あんしんセンターにご相談ください

（２）成年後見事業（法人後見） ⇒市あんしんセンター運営課にご相談ください
※ただし件数の上限があること、家庭裁判所から
依頼があった場合に受任審査がされます

（３）成年後見制度の相談

①制度にかかわる相談、書類の書き方や後見人候補者の相談などの申立支援

②親族後見人支援

③地域や関係者向けの出張講座（制度の概要・申立手続きの説明）

⇒①～③は区あんしんセンターにご相談ください

④専門相談

⑤専門職派遣

⇒④⑤は成年後見支援センターで予約の受付をしますのでご連絡ください

※⑤については、区あんしんセンターが支援チーム（本人や家族と支援関係者）
に関わる中でつながることが多いです

（４）その他

①日常生活自立支援事業と成年後見制度のどちらが適切か迷う場合

⇒区あんしんセンターにご相談ください。ご本人にとってどちらの制度がよいか
を一緒に検討します

配布資料

- ・区あんしんセンターにご相談くださいチラシ
- ・専門相談チラシ
- ・専門職派遣チラシ

●●区あんしんセンターへご相談ください

1. 成年後見制度の利用についてお手伝いします

◎成年後見制度利用が必要ではないかと思われる方がいます。どうしたらよいでしょうか？

①センターへ連絡



相談員が状況の聞き取りをします。本人や親族に向けて、制度利用について説明が必要であれば、訪問に同行、またはご来所で対応します。

(内容によっては、日常生活自立支援事業の利用について検討する場合があります)

事前に・・・心身の状態、サービス利用・生活状況、経済状況、親族状況など、わかる範囲でご確認ください。

②センターの相談員が、制度内容と手続きの方法をご説明します。

面談時に詳細をお伺いしながら、本人の意向を確認し、制度利用の必要性について確認を行ないます。本人面談が困難であれば、親族や関係者のみへの対応も可能です。

本人の理解度、判断能力の程度は？ 制度が必要となる課題は？ 等々、確認しながら進めます。

③申立ての手続きをどう進めるか検討します。

支援者チームと一緒に、どのような支援方法で進めていくか検討します。
カンファレンスへの参加は、どのタイミングでも対応いたしますのでご相談ください。



申立人は誰？ 申立費用の負担は？ 申立後の生活の見通しは？ 後見人等候補者は？ 等々...

課題整理の結果、土業へ依頼する場合や、地域包括支援センター、障害者相談支援センターなど他の権利擁護機関による申立支援が可能な場合は、相談終了、もしくはフォローのみを行います。あんしんセンターが権利擁護機関と一緒に支援（チーム支援）をした方が良い場合は、申立人と一緒に書類作成や手続きを行います。（④へ）

～センターで対応できること～

申立ての代行ではなく、支援です。土業への委任とは異なり、センターがすべての作業を担うことはできませんので、申立人と一緒に書類を作成します。全く手続き内容が理解できない方の支援はできません。

④申立書の作成を支援します。

原則、ご来所にての対応になります。記入方法や内容の確認、必要書類の取り寄せ方、不備がないかの確認などの他、第3者専門職後見人候補者の依頼調整なども支援します。

身体的な理由でご来所が難しい場合などは訪問対応も致しますのでご相談ください。

⑤申立書提出時のサポートをします。

提出時や家裁調査官との面談に同席が必要な場合は支援します。



⑥選任後のフォローをします。

選任された成年後見人等が専門職の場合はスムーズな対応が期待されますが、親族後見人である場合は、その後の相談支援にも対応します。また、選任後のカンファレンスへ参加し、成年後見人等が円滑に活動を開始できるよう、今後の方向性を確認します。

2. 成年後見制度に関する出張講座・イベントに対応します。

◎地域住民向けの講座・勉強会や事業所内の職員研修に来てもらえますか？

①センターへ連絡



無料に対応します。予定されている内容の詳細をお伝えください。相談員が対応できる範疇であるか聞き取りし、日程等調整します。出張だけではなく、オンラインでの対応も可能です。（zoom アドレス等の取得はご依頼主側でお願いします）

講座等終了後に、個別相談に応じることも可能です。

事前に・・・時間・場所・対象者・目的・人数・希望内容など、決定している範囲でお伝えください。

テーマ例・・・成年後見制度概要・申立の手續、書類の書き方 等々

②内容に応じて資料等を準備します。



どのような目的で、どのような方が対象になるかによって、できるだけわかりやすい資料で説明します。

3. 親族後見人の活動を支援します。

◎後見人となったご親族が、後見活動にお悩み、困りごとがありそうです。どうしたらよいでしょうか？

①センターへ連絡



お困りごとの内容を聞き取り、来所日程を調整します。親族後見人への支援は、原則来所または電話連絡にて実施します。

後見事務を進めるためのサポートです。後見人等に代わり、安否確認や金銭管理などの後見業務の支援は致しません。

②必要な支援内容・方法を確認します。



お困りごとの詳細を聞き取りながら、どのように支援していくか相談し、決定します。法的な対応など、専門職の支援が必要な場合は、相談や情報提供の支援を行います。必要があれば、本人を支える支援関係者とのカンファレンス等へ同席することも可能です。

③一定期間の支援を行います。

親族後見人としての活動内容を理解し、実行できるようになるまで支援します。

長期的、永続的なサポートではありません。一定期間ごとにモニタリングを行い、支援継続の必要性、今後の方向性を確認します。

【連絡先】

●●区あんしんセンター 担当：
住所
TEL: FAX:
平日 8:30～17:00(土日祝日を除く)

成年後見制度専門相談

成年後見制度に関すること全般について、実際に成年後見等の実務を行っている専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）が相談をお受けします。予約制で費用は無料です。

令和6年4月～令和6年7月の予定

弁護士

4月 3日（水）・ 5月 22日（水）

6月 5日（水）・ 7月 3日（水）

社会福祉士

4月 10日（水）・ 5月 8日（水）

6月 12日（水）・ 7月 10日（水）

司法書士

4月 17日（水）・ 5月 15日（水）

6月 19日（水）・ 7月 17日（水）



時間はいずれも 14時・15時・16時の3枠（1回45分まで）

対象

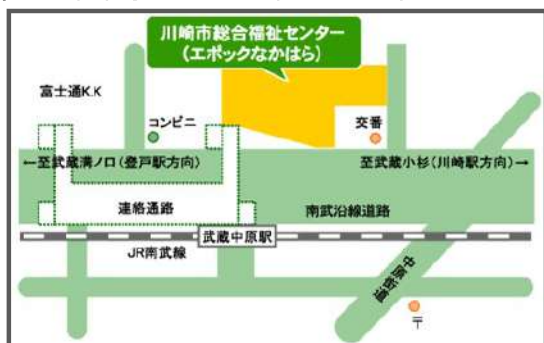
市内在住の方およびそのご家族、支援者

ご予約

1営業日前の15時までに電話でご予約ください。

会場

川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）6階相談室
（川崎市中原区上小田中6-22-5）



JR南武線「武蔵中原駅」下車徒歩1分

改札口を出て右へ進むと、連絡通路が建物3階に接続しています。エレベーターで6階へ上がり、左手奥の川崎市社会福祉協議会事務所で職員にお声かけください。

※会場へは公共交通機関でお越しください。

お車でのご越しの方は近隣のコインパーキングをご利用ください。

ご利用にあたって（注意事項）

1. ご予約時に事前に相談内容を伺います。内容によっては他の相談機関をご案内する場合があります。
2. 市内の各区あんしんセンターでも成年後見制度に関する相談を随時受け付けています（平日8:30～17:00）。内容によってはそちらをご案内する場合があります。
3. ご利用は原則1回のみです。
4. 相談を受けた専門職へ業務を依頼することはできません。
5. 来所が難しい場合はZoomによるオンライン相談も可能です。
6. ご予約をキャンセルされる場合はすみやかにご連絡ください。
7. 相談日は変更になる場合があります。

ご予約・問合せ先

川崎市成年後見支援センター（川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター内）

【開所時間】月～金曜の8時30分～17時（祝日および年末年始を除く）

TEL 044 (712) 8071

FAX 044 (739) 8738

E-mail kouken@csk-kawasaki.or.jp

支援チームへの専門職派遣

川崎市内の支援チームの会議等に、後見業務に精通した専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を派遣し、成年後見制度の利用の必要性や課題点等に助言を行います。

例えば…

- ・債務整理等の法的な課題があり、申立の際にどのように整理したらよいか？
- ・本人や家族が成年後見制度の利用に消極的なため、どのようにしたら制度について分かりやすく伝えられるか？

そのような際に、専門職による助言や説明などを行います。

○派遣日（各士業月 1 回ずつの派遣）

弁護士：第1火曜日 社会福祉士：第2火曜日 司法書士：第3火曜日

※派遣日が祝日等の場合は別途調整となります。

令和6年4月～令和6年7月の予定

	4月	5月	6月	7月
弁護士	2日	7日	4日	2日
社会福祉士	9日	14日	11日	9日
司法書士	16日	21日	18日	16日



○派遣時間（相談対応時間） 原則 15時～16時（1時間以内の派遣）

※上記の日時で調整が難しい場合はご相談ください。可能な限り日時調整します。

○その他留意事項

- ・派遣は1案件につき1回となります（継続派遣は不可）。
- ・派遣先は川崎市内に限ります。
- ・相談場所をご本人宅または支援相談機関の相談室等となります。

◎申し込み方法

①川崎市成年後見支援センター（以下「センター」）に電話で予約してください。

※予約は3営業日前の15時までの受付となります

②センターから「専門職派遣概要シート」を送りますので、派遣日の2営業日前までに提出していただきます（事前に専門職に概要を伝えます）。

●キャンセルの場合、当日の10時までに必ずご連絡ください。

川崎市成年後見支援センター（川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター内）

電話：044（712）8071 FAX：044（739）8738 E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp

開所時間：月～金曜の8時30分～17時（祝日および年末年始を除く）

専門職派遣事例



今まであった専門職派遣の事例をいくつか紹介します。
ご利用の際の参考にしてください！

【弁護士】

- 債務整理とその後の財産管理・身上保護の課題を抱えているケース。支援チームの会議に弁護士が派遣され、債務整理の手続きや成年後見制度の申立てについての課題整理や助言を行った。
- 虐待、相続等複数の課題があるケース。支援チームの会議に弁護士が派遣され、課題整理や優先順位の考え方、申立時の注意点、後見人等が選任されるまでの対策などの助言を行った。支援チームでケースの理解が深まり、市長申立てに繋げることができた。

【社会福祉士】

- 本人が知的障害等で親が財産管理・身上保護を行っているケース。親族から『親亡き後』が心配との相談を受け、支援チームの会議に社会福祉士が派遣され、専門職が後見人等に選任された場合の説明、助言を行った。本人、親ともに制度利用のイメージを掴むことができ、申立ての準備を進めることになった。
- 本人は精神障害があり、親が親族後見人として活動していたが、高齢や体調不良、家族の介護等で活動に支障が出てきているケース。支援チームの会議に社会福祉士が派遣され、後見人の交代や専門職後見人が選任された場合の説明、助言を行った。親族後見人から家庭裁判所に辞任について相談することになった。

【司法書士】

- 判断能力はあるが法定相続人がいないケース。本人から「自分が認知症や寝たきりになった時に備えて死後のことを事前に決めておきたい」との相談を受け、支援チームに司法書士が派遣された。法定後見・任意後見の違いや手続きの流れ、遺言、財産管理等委任契約について説明、助言を行った。その後、任意後見制度利用に向けて準備を進めることになった。
- 不動産売買や家賃収入等で生活していたが、認知症状が見られるようになり管理ができなくなってきているケース。本人は結婚歴もなく子もない。姪が定期的に様子を確認していたが、本人に認知症状が見られるようになったため支援チームが関わるようになった。支援チームの会議に司法書士が派遣され、法定後見制度の概要、後見人等の役割や職務内容等についての助言を行った。姪が申立人となり法定後見申立ての準備を進めることになった。

※支援チームの会議への派遣の場合、当事者（本人、申立人等）の参加の有無は問いません。

※実際の相談事例を元に個人を特定できないよう加工されています。